

第2回委員会の各審議事項に対する意見等の概要と回答及び対応

【意見に対する回答・対応方針における区分】

- ：委員会意見を受けて修正を反映するもの
- －：委員会意見の修正は反映しないもの
- ◇：事務局にて修正したもの

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料1 特定事業の 選定について(案)	1	VFM	財政負担が1割も下がる見込みだが、算定根拠については委員会として確認しておくべきと考える。 根拠資料は提示可能か。 また、施設整備費は公設公営方式とDBO方式で異なる場合がある。 【濱田委員】	根拠資料については、算定結果の根拠資料を参考に提示します。(事前送付済) なお、今回の調査においては、施設整備費は公設公営方式とDBO方式は同じであると回答があり、それを基に算定をしております。	－
資料2 入札説明書 (案)	2	別紙2	30頁の表では、建設工事はJVと契約するため、プラント設計・建設企業、建築物設計・建設企業、設計企業、建設企業が建設事業者として表現されているが、建設事業者に入らない下請けの協力企業がグループに入る可能性があるため、表現した方がよいのではないかと。【濱田委員】	別紙2の図の表現を見直しました。 (入札説明書 p.31)	○
	3	開札	委員会で入札価格に基づく、価格点を定めることになっているが、委員は開札に立会うのか。 価格点も評価の対象であるため、委員長だけでも立会う対応等はできないか。 【濱田委員】	現在の市の規定では、入札事務職員及び入札参加者以外の者の立会いはできないことになっているため、委員の立会いはできないこととなります。	－

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料2 入札説明書 (案)	4	30年以上の稼働の取扱い	入札説明書内で、「30年以上の稼働」を目指すとされているが、事業期間は20年となっている。 30年以上の使用を前提として本業務を行うことという表現があるが、契約書にどのように落とし込むのか慎重に検討した方がよい。 【大森委員】	方針として示している部分で、契約として30年間の維持管理を前提としているものではありません。20年目以降の維持管理については、事業者からの提案を期待し、技術評価の点数として評価することとしています。契約書案については第3回委員会でお示ししますが、契約上30年間の維持管理を規定するわけではありません。	—
	5	予定価格の公表	予定価格は示さないのか。 【濱田委員】	公表している事例も多い状況ですが、市の関係機関との調整した結果、公表しない方針です。	—
	6	ペナルティ	補修費はなるべく平準化するように書いてあるが、毎年度完全に同じ金額となる平準化でなくても問題はないという理解で良いか。 また、計画していた補修が不要になった場合には、どのような取扱いになるか。それについての記載が無い。 【濱田委員】	平準化については、ご理解のとおりです。 補修計画に基づかず、事業者側で補修を実施しない場合には減額となります。適切な維持管理を実施した結果、設備が十分に機能しているため、計画していた補修を実施しない旨の事前の説明があった場合には減額の対象とはしません。 入札説明書 p.36 3(2)エには下記の表記があります。 「…なお、市と運営事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営・維持管理業務委託料B(補修費用)の事業期間中の総額は変更しない。」	—
	7	要求水準書添付資料	要求水準書の添付資料の公表はしないのか。できない理由があるのか。 【橋詰委員】	要求水準書添付資料はホームページで公表することとします。 (入札説明書 p.14)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料2 入札説明書 (案)	8	用語の定義	入札説明書等の表現は箇所によって内容が一致するか確認いただきたい。 【橋詰委員】	確認の上、表現を修正しました。 (入札説明書 p.29, p.40)	○
	9	改訂の条件 (運営・維持管理 業務の対価)	物価変動等改定の指標は変えることができる規定になっているが、提案書で変更案を提案させた方が良いのではないか。 また、物価変動等改定の指標の基準年度を明確にすること。改定に関する表現は見直しが必要である。 【濱田委員】	物価変動等の指標の改定に関する事業者提案の様式を追加しました。 (様式集(Excel版)様式第16号-1-1(別紙7)) 物価変動等改定の指標の表現を見直しました。 (入札説明書 p.37, 38)	○
	10	別紙6	運營業務モニタリングのフロー図の中で、「減額」に関する事項を記載した方が良い。【濱田委員】	フロー図を修正しました。 (入札説明書 p.39)	○
	11	(追加意見等) 現地見学会	入札説明書 P13 様式集2号1.2 ・現地見学希望者の考えの整理・・・ 1、構成企業(協力企業除く) 2、1+協力企業含む 3. 1+2+運営事業者 など 対象者の整理を考えておいたほうが良い。 現地見学の方法の整理はどうか。 ・談合防止対策 ・ 見学方法・見学に際の質問の扱い(開示または非開示)等 【田邊委員】	現地見学会は入札参加申請前であり、構成企業は定まっていないことも考えられるため、対象者の絞り込みは行わないこととしました。 現地見学会の参加希望者については、見積調査時に提示していた以下の条件を踏まえて、今回も同様の条件を設けることとし、入札説明書に反映しました。「参加人数の上限は10名程度とし、来場の車両は3台以内とする。」 現地見学会当日の質問は受け付けず、質問がある場合は後日、電子メールにて提出いただきます。 (入札説明書 p.14)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料2 入札説明書 (案)	12	(事務局修正) 特定事業契約	(事務局修正)	下記のとおり表現を修正しました。 「特定事業契約締結日」→「特定事業契約の本契約成立日」 (入札説明書 p.2, 5, 31, 40)	◇
	13	(事務局修正) 事業者が行う業務範囲	(事務局修正)	下記のとおり表現を修正しました。 「運営事業者は、本件施設に直接搬入された不燃ごみ及び大型ごみを計量し」→「運営事業者は、本件施設に直接搬入されたごみを計量し」 (入札説明書 p.3)	◇
	14	(事務局修正) 市が行う業務範囲	(事務局修正)	下記のとおり表現を修正しました。 「不燃ごみ、大型ごみ及び不法投棄物の搬入は、市及び寒川町が行う。」 「処理不適物及び処理困難物、乾電池・蛍光灯の処理・処分は市及び寒川町が行う。～また、処理・処分により生じる費用は、市及び寒川町の負担とする。」 (入札説明書 p.4)	◇
	15	(事務局修正) 事業者の募集・選定スケジュール	(事務局修正)	下記のとおりスケジュールを修正しました。 入札提出書類の提出期限を「令和4年7月1日(金)」 (入札説明書 p.5, 16)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料2 入札説明書 (案)	16	(事務局修正) 参加資格審査	(事務局修正)	下記のとおり表現を修正しました。 入札提出書類の提出期限を「落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、落札者と特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合がある。」 (入札説明書 p.9)	◇
	17	(事務局修正) 運営事業者の設立に関する要件	(事務局修正)	下記のとおり表現を修正しました。 「落札者は、特定事業契約の仮契約締結までに、本件事業の運営・維持管理業務を実施することのみを目的とした運営事業者を設立すること。」 (入札説明書 p.9)	◇
	18	(事務局修正) 共同企業体の設立に関する要件	(事務局修正)	下記のとおり表現を修正しました。 「本件事業の入札に参加するに当たり建設事業者は、参加表明までに特定共同企業体協定書を作成し、提出すること。」 (入札説明書 p.9)	◇
	19	(事務局修正) 予定価格	(事務局修正)	入札価格が入札書比較価格を下回る入札を行った者がいない場合は、再度の入札を行うことを追加しました。 (入札説明書 p.9, 17)	◇
	20	(事務局修正) 低入札価格調査制度	(事務局修正)	低入札価格調査に関する事項を追加しました。 (入札説明書 p.10)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料2 入札説明書 (案)	21	(事務局修正) 基本協定の締結等	(事務局修正)	下記のとおり表現を修正しました。 「契約手続きを進める。」 (入札説明書 p.11)	◇
	22	(事務局修正) 契約を締結しない場合	(事務局修正)	契約を締結しない場合の規定について、表現を修正しました。 (入札説明書 p.11, 12, 13)	◇
	23	(事務局修正) 契約保証金	(事務局修正)	設計・建設業務における保証は、役務保証のみであることから、記載内容修正しました。 (入札説明書 p.13)	◇
	24	(事務局修正) 用語の定義	(事務局修正)	下記のとおり記載内容を修正しました。 「本市」→「市」 処理困難物「市」→「市及び寒川町」 入札説明書等「その他これらに付属又は関連する書類」を削除 「破碎残渣等」の定義を追加 (入札説明書 p.29, 30)	◇
	25	(事務局修正) 運営事業者の業務範囲	(事務局修正)	運営事業者の業務範囲の図及び注釈を修正しました。 (入札説明書 p.32)	◇
	26	(事務局修正) 本件事業において市が事業者を支払う対価について	(事務局修正)	委託料 A の変動費用、B の固定費用に「ガス」追記しました。 (入札説明書 p.35, 37)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料2 入札説明書 (案)	27	(事務局修正) モニタリングの方法	(事務局修正)	市が行うモニタリングの是正勧告の対象に提案内容の未達を追記しました。定期モニタリングにて、提案内容の履行状況を確認し、未達の場合には業務委託料減額の対象とします。 なお、設計・建設業務は地元企業との特定建設工事共同企業体を建設事業者の要件としていることから、定量化審査の対象から除いています。詳細は、落札者決定基準及び様式集をご覧ください。 (入札説明書 p.40, 41)	◇
資料3 要求水準書 (案)	28	工事中の対策	要求水準書(案)において、工事中の対策に関する記載が弱いと感じる。 既設を稼働しながらの工事になるのであれば、工事中の安全対策、車両動線への配慮等、そのような内容に留意するように書くべきである。 また、工事中の周辺環境への配慮等も記載した方が良い。 【濱田委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.37,38,39)	○
	29		全体的な仮設計画に関する部分として、p.71 あたりに記載してはどうか。 また、交通誘導員については、具体的な工種・車種を示して、具体的に書いた方が良いのではないかと。 【田邊委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.37,38,39)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	30	計画地盤高	計画地盤高では浸水対策として可能な限り2階以上のレベルに配置するとあるが、階高ではなく高さとして示した方が分かりやすいのではないかと。【田邊委員】	表現を見直しました。 (要求水準書 p.11, 41)	○
	31	緑地面積	できる限り保管ヤードの面積を確保するために、既設の処理施設の跡地を緑地とすることはできないのか。【濱田委員】	緑地の計画は、本工事が完了した段階で緑地を整備する必要があるため、既設の処理施設の跡地とすることはできません。また、広場の確保も必要となることから、これ以上の用地拡大が不可となっています。	—
	32		土壌汚染対策法の対応エリアは緑化する際には禁止された行為に当たらないように確認した方が良い。【田邊委員】	いただいたご意見に基づき、工事中に留意します。	—
	33	搬入の変動	ごみの搬入が茅ヶ崎市だと水曜日のみなど、集中的に入ってくるのことが分かるが、そのようなことが分かる様に記載するべきではないかと。【濱田委員】	添付資料11において、日別の搬入量実績が分かる資料を提供していますので、数量はその資料での確認をお願いします。 また、搬入に偏りがあることについては、要求水準書内で表現しました。(要求水準書 p.16)	○
	34	見学者対応	見学者対応等について、記載が弱いのではないかと。ごみ焼却施設との関連やどのような対応が必要なのか所掌等も書いた方が良いのではないかと。【濱田委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.115, 116)	○
	35	処理フロー	添付資料4では、高速破砕機をバイパスするルートがあるが、可燃粗大を高速破砕機に入れると火災の原因になる恐れがあるので、高速破砕機の故障時の対策として設置するのであれば、明確に描いた方が良い。【濱田委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.8)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	36	維持管理業務 (備品・物品の管理 等)	備品や物品の管理について、管理方法を具体的に記載した方がよいのではないかと。 【戸倉委員】	備品、物品については、運営・維持管理業務委託料の中に含まれているもので、購入と管理は民間事業者で行います。 ただし、所有権は市に帰属し、市の備品台帳にて管理するものとします。 このため、要求水準書内の表現を見直しました。 (要求水準書 p.105)	○
	37	土木建築工事仕様 (構造関係)	p.74 平面計画(イ)構造種別は混構造が想定されていないように読めるので、表現を見直した方がよい。 なお、p.77 の表現では構造種別を指定しているようにも取れるので、構造をどのように考えるのか表現を整理した方がよい。【田邊委員】	表現を見直しました。 (要求水準書 p.77,80)	○
	38	災害対策 (プラントの耐震性)	p.36(イ)は、プラント設備の耐震性確保について、建築の同等の分類は何を想定しているのか分かりづらいので、表現を見直した方がよい。 【田邊委員】	表現を見直しました。 (要求水準書 p.40)	○
	39	排水処理設備	排水処理設備は必要なのか。 【濱田委員】	プラント排水は、本件施設で処理後に公共下水道に放流する計画であるため、必要な設備となりますが、追加意見を踏まえて、表現を修正しました。 (要求水準書 p.60)	○
	40	水銀灯 (プラットホームの照明)	p.41 のプラットホームの(カ)特記事項にある「水銀灯」は、専門用途として使えることになっているが、一般用途の製品は禁止になっているので、除外してはどうか。 【橋詰委員】	「水銀灯」の表現を削除しました。 (要求水準書 p.45, 46, 47, 56)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	41	省エネルギー対応	省エネに関することは、「環境保全(p.23)」や「プラント・建築設備の省エネ(p.38)」で触れているが、もう少し、前段で特筆して記載した方が良いのではないかと。また、太陽光パネル等を設置するならば、明確に書いた方が良い。 【橋詰委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.5, 6 ク 本件事業の基本方針(新規項目)、p.25,26)	○
	42	(追加意見等) バイパスライン	高速回転破砕機バイパスの意味を説明すべきと考える。(要求水準書 p.6 d 処理条件) 【濱田委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.8)	○
	43	(追加意見等) 地元雇用・地元企業活用	提案内容が達成できないときの罰則が必要ではないかと。地元雇用提案をどう評価するのか。 (要求水準書 p.8 g 地元雇用や地元企業の活用) 【濱田委員】	本件事業では、設計・建設工事で地元企業とのJVを必須条件としています。このため、地元貢献については、落札者決定基準も含めて運営・維持管理期間のみを対象とし、提案の内容を満たさない可能性があれば、モニタリングによる減額の規定を適用する方法での運用とします。 運営・維持管理業務での実施状況は市のモニタリングで確認するものとし、表現を修正しました。 (要求水準書 p.117)	○
	44	(追加意見等) 浸水深	具体的な浸水深を表示してはどうか。 (要求水準書 p.9 ウ 計画地盤高) 【濱田委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.11, 41)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	45	(追加意見等) 搬入の特徴	茅ヶ崎市の全戸週1同日収集について、どこかに記載があるのでしょうか。 (要求水準書 p.14 (イ) 不燃ごみ) 【濱田委員】	ご意見を反映し、要求水準書に追記しました。 (要求水準書 p.16)	○
	46	(追加意見等) 計量機データ	既存計量機の商品取り込みも必要になるか。 (要求水準書 p.40 ア ごみ計量機の商品 i) 【濱田委員】	既存計量機の商品の取扱いは、本件施設とは切り離していますので、ご意見の箇所は、新計量機に関する内容となります。	—
	47	(追加意見等) プラットホーム	敷地的にステージの必要な幅員等は確保できると確認できているという理解でよいでしょうか。 (要求水準書 p.41 イ プラットホームの商品 a) 【濱田委員】	敷地面積の制約は大きい状況ですが、見積提案において、資料の提出があった事業者の図面で必要な幅員は確保できると見込んでいます。	—
	48	(追加意見等) 破袋機、異物除去コンベヤの位置付け	設置場所は、受け入れホッパの前でオフラインという理解で良いか。 (要求水準書 p.44 ク 不燃ごみ破袋機) (要求水準書 p.44 ケ 不燃ごみ異物除去コンベヤ) 【濱田委員】	施設整備基本計画では、設けることとしておりませんが、見積提案時にこれらの設備設置の提案があったため、事業者提案による「必要に応じて」として仕様を追加しています。 オフライン又はオンラインでの設置については、事業者提案としています。	—
	49	(追加意見等) バイパスライン	要求水準書 p.47 ア 粗破砕物搬送コンベヤ (オ) h の記載のみでは分かりにくいと思われるため、「n (高速破砕機バイパス時でも、処理に支障を来さないこと。)」を追記した方が良い。 (要求水準書 p.46 ア 粗破砕機 (オ)) 【濱田委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.50)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	50	(追加意見等) アルミ精選機	鉄が必置で、アルミが必要に応じての理由は何か。 (要求水準書 p. 49 カ 破碎アルミ精選機) 【濱田委員】	施設整備基本計画時は破碎鉄に関する精選機の設置を想定し、アルミについては想定していませんでした。 見積調査時に、性能要件(純度、回収率(目標))を満たせない場合は、「必要に応じて」設けることとして、調査しており、要求水準書でも引き続き同様としております。	—
	51	(追加意見等) バンカの付属機器	下記については、重量計を設置してはどうか。 ・破碎残渣バンカ ・破碎鉄バンカ ・破碎アルミバンカ (要求水準書 p. 50, 51) 【濱田委員】	搬出量の管理については、計量機で行う予定としているため、重量計は設置しないこととしています。	—
	52	(追加意見等) 雨水利用設備	雨水利用設備の記載が必要ではないか。 また、災害時における断水考慮の受水槽について、生活用水は不可ではないか。 プラント用水と生活用水の受水槽を分ける必要があるのではないか。 (要求水準書 p. 54 (7) 給水設備) 【濱田委員】	ご意見を反映しました。 (要求水準書 p.58)	○
	53	(追加意見等) 排水処理設備	排水処理設備は、下水放流で生物処理や砂ろ過まで必要か。スクリーンと油水分離、重金属除去程度ではないか。 (要求水準書 p. 56 エ 排水処理設備) 【濱田委員】	排水処理設備については、事業者提案としているため、ご意見を踏まえて、表現を修正しました。 (要求水準書 p.60)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	54	(追加意見等) 塩害対策	塩害対策は、電気設備だけの条件で良いのか。 (要求水準書 p.58 ア 電気設備の基本方針) 【濱田委員】	ご意見を踏まえて、施設全体に掛かる事項として、反映し、電気設備箇所は削除としました。 (要求水準書 p.41)	○
	55	(追加意見等) インバータ制御	インバータ制御する想定機器は何か。 (要求水準書 p.62 (イ) インバータ制御盤) 【濱田委員】	供給コンベヤ、(不燃ごみ異物除去コンベヤ(設置する場合)、空調機等の機器が想定されますが、詳細は事業者の提案によると思われるため、「必要に応じて」として記載しています。	—
	56	(追加意見等) 無停電電源装置	無停電電源装置は「必要に応じて設置」となっているが、必置ではないか。 (要求水準書 p.64 キ 非常用電源設備 (ア)) 【濱田委員】	見積時の事業者提案を踏まえて、記載を「必要に応じて」に修正しておりましたが、無停電電源装置に準じる機能は必置であるため、「必要に応じて」を削除とします。 (要求水準書 p.68)	○
	57	(追加意見等) ローカル制御装置	ローカル制御装置は、既存計量器のデータも取り込むのか。 また、プラットホーム監視用のカラーモニタを設置することになっているが、データ処理の内容か。 ICカードの発行は環境センター(ごみ焼却施設)の車両も含めるか。 (要求水準書 p.70 カ ローカル制御装置) 【濱田委員】	ローカル制御装置は、既存計量機のデータは取り込みません。 また、カラーモニタは、荷降ろし等の渋滞状況を監視するために、データ制御装置に付属させるものとしています。ただし、対象が一般持込み車両となるため、表現を修正しました。 なお、ICカードの発行は、ごみ焼却施設側の車両は対象としていません。 (要求水準書 p.74)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	58	(追加意見等) 土木・建築工事範囲	<p>(ア) 計画概要</p> <p>h 門扉, 囲障設置の「(既存擁壁の改修含む)」は、範囲の指定が必要ではないか。</p> <p>n 解体撤去は何の工事を意図するのか。</p> <p>(イ) 工事に係る環境保全対策から(オ)掘削工事は、は、「2 全体計画」に記載した方が良いのではないか。そこに、既存施設関係車両と工事関係車両の動線区分けや仮囲いの考え方等を追加してはどうか。</p> <p>(要求水準書 p.71 (1) ア 計画概要)</p> <p>【濱田委員】</p>	<p>既存擁壁については、範囲を指定しました。</p> <p>(要求水準書 p.13)</p> <p>解体撤去は、本件事業のⅡ期工事エリア内にある仮設計量棟(計量器含む)、一般持込受入ヤードの解体撤去を想定しています。これらの解体撤去後に緑地や駐車場等の整備が行われます。</p> <p>(イ)～(オ)については、ご意見のとおり、「2 全体計画」に移行し、ご意見の内容を反映しました。</p> <p>(要求水準書 p.37,38,39)</p>	○
	59	(追加意見等) 見学者対応	<p>(2) 建築工事 ア 全体計画 において、見学者対応等における環境センターと新施設との関係を記載してはどうか。</p> <p>(要求水準書 p.72 (2) 建築工事)</p> <p>【濱田委員】</p>	<p>ご意見を踏まえて、ごみ焼却施設と本件施設の関係性を追記しました。</p> <p>(要求水準書 p.77)</p>	○
	60	(追加意見等) 屋根材	<p>屋根材については、ガルバニウム鋼板等、材料をある程度指定してはどうか。</p> <p>(要求水準書 p.77 カ 一般構造 (ア) 屋根)</p> <p>【濱田委員】</p>	<p>屋根については、屋上緑化の可能性もあることから、事業者提案によるものとし、原文のままとさせていただきます。</p>	—

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	61	(追加意見等) 電気室	電気室で「d 設置する電気機器の内容に応じて系統的に配置し、点検・整備に支障のない十分な面積を確保し、将来の増設スペースも確保する。」と記載があるが、狭い面積での整備の中でこのような対応が可能か。 (要求水準書 p.81 (サ) 電気室 d) 【濱田委員】	記載している内容については、市側の要望ではありませんが、面積的制約があることもあり、ご意見を踏まえて、表現を見直しました。 (要求水準書 p.85)	○
	62	(追加意見等) 電話設備工事	電話設備工事については、新施設と環境センターを内線でつなぐということか。 (要求水準書 p.85 (イ) 電話設備工事) 【濱田委員】	そのご理解になります。	—
	63	(追加意見等) 避雷設備	避雷設備は、内部雷対応も含むことを記載してはどうか。 (要求水準書 p.85 (カ) 避雷設備) 【濱田委員】	ご意見を踏まえて、「雷サージ対策を講じること。」を求めるものとして、表現を修正しました。 (要求水準書 p.62)	○
	64	(追加意見等) 緑地範囲	運営対象施設として、「本件事業で整備した緑地管理」を含むとなっているが、後段(p.110)では、敷地内全体の緑地管理になっている。 (要求水準書 p.92 ア 運営対象施設) (要求水準書 p.110 (2) 植栽管理) 【濱田委員】	本件事業で整備した緑地も含めた敷地全体の緑地の管理が該当しますので、前段の記載の表現を修正しました。 (要求水準書 p.95)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	65	(追加意見等) 営期間終了時の 予備品等納入量	運営期間終了時の引き渡しに際し、「予備品や消耗品などについては、6か月間使用できる量を補充した上で、引き渡す」となっているが、工事竣工時と同様、予備品2年分、消耗品1年分ではないか。 (要求水準書 p.93 イ 運営期間終了後の運営方法の検討(ウ)) 【濱田委員】	運営期間終了時の予備品や消耗品は、引渡後当面の間調達する必要が無い範囲という考えで、6ヵ月と設定しています。事業費にも影響するため、工事と同期間分までは求めないこととして、原文のままとします。	—
	66	(追加意見等) 計量棟の扱い	p.96 (3) 受入対象物等の受入のア(エ)の計量の保守点検や修繕は、既存計量棟のことで良いか。 (要求水準書 p.96 (3) 受入対象物等の受入 ア(エ)) 【濱田委員】	既設計量棟のことを意図していますので、表現を修正しました。 (要求水準書 p.100)	○
	67	(追加意見等) 性状分析方法	搬入物の性状分析等の方法について、「昭和52年11月4日環整第95号」を適用することになっているが、これは可燃ごみの分析方法に該当する。 (要求水準書 p.97 (4) 搬入物の性状分析等) 【濱田委員】	本市の不燃ごみの組成分析方法は、可燃ごみと同様に行っており、概ね「昭和52年11月4日環整第95号」に準拠している状況であるため、記載内容は残すこととしますが、表現を修正しました。 (要求水準書 p.101(p.33の表2-15も同様))	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	68	(追加意見等) 補修の考え方	補修に対する考え方として、「(ウ) 想定外の経年変化, 原因不明による劣化, 停止によって生じる改修, 補修工事については市と協議する。」「(エ) 生産性の向上, 環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については市と協議する。」としているが、費用も含めて協議になるという理解か。 (要求水準書 p. 101 (6) 補修に関する考え方) 【濱田委員】	補修計画に基づかずに事業者側で補修を実施しない場合には減額となります。適切な維持管理を実施した結果、設備が十分に機能しているため、計画していた補修を実施しない旨の事前の説明があった場合には減額の対象とはしません。 入札説明書 p.36 3(2)エには下記の表記があります。 「・・・なお、市と運営事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営・維持管理業務委託料B(補修費用)の事業期間中の総額は変更しない。」	—
	69	(追加意見等) 防災訓練	自主防災組織の構成団体とは、何か。 (要求水準書 p. 109 (4) 防災訓練の実施) 【濱田委員】	茅ヶ崎市でも地域での自主防災組織の結成を促進しており、環境事業センターの立地地域では、萩園自主防災会があり、災害時に相互の情報共有が図れる程度の連携をしておくことを想定しています。 自主防災組織を構成するという表現は不明瞭であるため、表現も含めて見直しました。 (要求水準書 p.114)	○
	70	(追加意見等) 地元雇用等に関するモニタリング	市の運営モニタリングでは、地元雇用の状況確認はするのか。また。提案内容を下回る場合減額か、あるいは対象としないのか。 (要求水準書 p. 112 (2) モニタリングの実施) 【濱田委員】	運営・維持管理期間の地元雇用状況は事業者提案に応じた履行がなされているかをモニタリングし、提案内容を満たさない可能性があれば、モニタリングによる減額の規定を適用する方法での運用とします。 運営・維持管理業務での実施状況は市のモニタリングで確認するものとし、表現を修正しました。 (要求水準書 p.117)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	71	(事務局修正) 動線計画(添付資料2)	(事務局修正)	添付資料2の動線計画において、積載物が可燃ごみ のみの一般持込み者の動線を追加しました。 (要求水準書 添付資料2)	○
	72	(事務局修正) 用語の定義	(事務局修正)	処理困難物について、「～市では収集できない～」を 「市及び寒川町」として表現を統一、修正しました。 また、一般持込みの混載による可燃ごみがある場合の 対応のため、破碎残渣等を含めた定義として、新たに 追加しました。(処理については、本件施設で受入れ ますが、破碎残渣と同様にごみ焼却施設に搬出するこ とになります。)(要求水準書 p.2,3)	◇
	73	(事務局修正) 契約日	(事務局修正) 「特定事業契約締結日」の表現を修正する。	表現を下記のとおりとし、要求水準書全体において、 修正しました。 「特定事業契約の本契約成立日」	◇
	74	(事務局修正) 敷地南西部の取 扱い	(事務局修正)	環境事業センター敷地南西部の土地の取扱いに関す る事項を追記しました。 (要求水準書 p.6) また、擁壁の整備等も含まれるため、関係個所に追記 しました。 (要求水準書 p.80,86)	◇
	75	(事務局修正) 計量棟の扱い	(事務局修正)	合棟または別棟とする旨を追記しました。 (要求水準書 p.8)	◇
	76	(事務局修正) まちづくり条例	(事務局修正)	「(ソ)緑地」部分の「茅ヶ崎市まちづくり条例」を正式名 称に修正しました。 (要求水準書 p.12)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	77	(事務局修正) 排水施設 (条例23条)	(事務局修正)	下記表現を要求水準書に追加しました。 「なお、今回整備する排水設備は、敷地全体を対象として整備することから、本件施設建設用地外からの流入を想定した雨水枡を設置すること。位置及び構造等については協議による。」 (要求水準書 p.13)	◇
	78	(事務局修正) 前面道路に対する 空地 (条例34条)	(事務局修正) 「市道を含めた幅員を6m以上に整備する必要がある。」の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「市道を含めた幅員を6m以上に整備する必要がある。(添付資料3のセットバック必要範囲は、市道を含めた幅員が6m未満であることから、本件事業で整備する。)」 (要求水準書 p.13)	◇
	79	(事務局修正) 緑地 (条例36条)	(事務局修正) 「環境事業センター敷地面積19,012m ² の15%以上の面積(ただし、建設予定地以外の既存植栽地(基準に適合した部分に限る)を除いた面積として構わないものとする。)の植栽地を整備する必要がある。」の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「環境事業センター敷地面積19,012m ² の15%以上の面積の植栽地を整備する必要がある。(添付資料1の①～④の緑地は、基準を満たしていないため、本件事業で整備し、足りない分を本件建設用地で確保することを基本とする。)」 (要求水準書 p.13)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	80	(事務局修正) 用水(添付資料3)	(事務局修正)	添付資料3について、市水道局との協議の上、修正がありました。 (修正内容) 下記コメントを追記。 「※上水の引込みは、水道局との協議の上、決定することし、引込みの元となる南側道路の給水本管は、管径50の部分又は管径150の部分とする。」	◇
	81	(事務局修正) 敷地周辺設備	(事務局修正)	「ガス」に関する事項が要求水準書に明記されていなかったため、明記しました。(敷地外より引込むこと、引込みに係る工事費は、事業者負担とすること。) (要求水準書 p.13,91)	◇
	82	(事務局修正) 処理対象物	(事務局修正)	その他として、一般持込みの不燃ごみや大型ごみに混載されている可燃ごみについて、記載を追加しました。 (要求水準書 p.14)	◇
	83	(事務局修正) 処理困難物、処理不適物	(事務局修正) 「金属類に該当する」の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「資源化が可能な」 また、処理不適物の資源化は「積極的に」という文言を追記しました。 (要求水準書 p.16)	◇
	84	(事務局修正) 実施設計	(事務局修正)	見積調査時の表現が残っていたため、「参考」という表記を削除しました。 (要求水準書 p. 24)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	85	(事務局修正) 申請図書	(事務局修正) 「a 土木・建築及び設備機器詳細図(構造図, 断面図, 各部詳細図, 組立図, 主要部品図, 建築意匠図, 外構図, 付属品図等)」の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「a 土木・建築及び設備図(意匠図、構造図、外構図、機械設備図、電気設備図、各詳細図等)」 (要求水準書 p.24)	◇
	86	(事務局修正) 環境への配慮	(事務局修正) 「茅ヶ崎市環境方針“環境に配慮した公共工事实施マニュアル”(茅ヶ崎市 HP 内参照)」に定められた「配慮項目」に基づき、環境への負担の少ない資材や工法を採用するとともに、取組事項に関する配慮内容等を施工計画書に記述すること。 また、本工事に係る環境配慮事項について、「環境に配慮した公共工事チェックシート」(監督員より配布)の完了欄に記入し、工事完成時に監督員へ提出すること。(配慮項目は、茅ヶ崎市 HP の「茅ヶ崎市環境マネジメントシステムハンドブック=別冊=」内の「環境に配慮した公共工事の実施(工事施工編)」参照。)の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「環境に配慮した公共工事实施マニュアル(茅ヶ崎市 HP 内参照)」に定められた「配慮項目」に基づき、環境負荷の少ない仕様(材料、構造等)及び工法を採用するとともに、取組事項に関する配慮内容等を設計及び施工計画書等に反映すること。 (ア)設計 設計に係る環境配慮事項について、「環境に配慮した公共工事チェックシート(計画・構想・設計編)」に基づき作成し、監督員へ提出すること。提出時期については、監督員の指示に従うこと。 (イ)工事 工事に係る環境配慮事項について、「環境に配慮した公共工事チェックシート(工事施工編)」の完了欄に記入し、工事完成時に監督員へ提出すること。 (要求水準書 p. 26)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	87	(事務局修正) 施工条件	(事務局修正)	<p>施工条件として、下記事項を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、日曜日は休工とし、極力週休2日に努めること。 ・作業時間は、原則として8時30分から17時00分までとする。ただし、準備及び後片付けは監督員の承諾を得た上でこの前後に行うことができるものとする。 ・工事搬入路等が指定されている場合は、その搬入路以外は使用しないこと。 ・本工事において、使用又は借用した土地又は、物品等がある場合については、着工前の状態に復旧し、工事完了時まで返却すること。 ・施工期間内において、施設行事等が催される場合は、監督員及び施設管理者と十分な協議・調整を行うこと。 ・敷地内は全面禁煙のため、遵守すること。(敷地内の車両内も禁煙。) ・工事仮設物の位置や資材・廃材の搬出入計画は、監督員と十分に協議・調整を行うこと。 <p>(要求水準書 p.30)</p>	◇
	88	(事務局修正) 運営・維持管理業務開始までの運営	(事務局修正)	<p>運営・維持管理業務開始までの施設の運営の取扱いについて、要求水準書内に散らばっていた内容を一つの見出しの中にまとめました。</p> <p>(要求水準書 p.36)</p>	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	89	(事務局修正) 出入口	(事務局修正) 「見学者を中心とした一般来場者の出入口は、原則環境事業センター南側の出入口とする。本件施設やごみ焼却施設へのごみの搬出入車や維持管理関係車等の入口は環境事業センター北側の出入口として動線を分けるものとし、それぞれの出入口扉(門扉)は既存の門扉を利用する。ただし、本件施設の南側にも門扉を新たに設けることとし、既存の出入口がバリアフリー適合しない場合は、バリアフリーに対応した門扉にするものとする。」の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「見学者を中心とした一般来場者の出入口は、原則ごみ焼却処理施設南側の出入口(以下、既存南側出入口という。)とする。本件施設やごみ焼却施設へのごみの搬出入車や維持管理関係車等の入口は環境事業センター北側の出入口として動線を分けるものとし、それぞれの出入口扉(門扉)は既存の門扉を利用する。ただし、本件施設の南側にも門扉を新たに設ける(以下、新設出入口)こと。なお、既存南側出入口が、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に適合した出入口(幅、傾斜路等)とならない場合は、既存南側出入口を適合するように改修するか、又は新設出入口を適合するように整備する必要があるが、いずれとするかは協議による。」 (要求水準書 p.37)	◇
	90	(事務局修正) 地震対策	(事務局修正) 「c その他使用部品により参考と～ (a)建築物 (b)鉄筋コンクリート構造計算～ i)～ (c)電気設備」 上記の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「c その他参考と～ (a)建築物 i)鉄筋コンクリート構造計算～ (b)電気設備」 (要求水準書 p.40)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	91	(事務局修正) 機械設備工事仕様(歩廊、階段等)	(事務局修正) 「腐食が懸念される部分の材料は、ステンレス鋼を使用する等腐食対策を行う。」の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「使用材料は、原則、溶融亜鉛メッキとする。また、腐食が懸念される部分の材料は、ステンレス鋼を使用する等腐食対策を行う。」 (要求水準書 p.42)	◇
	92	(事務局修正) ごみ計量機	(事務局修正)	積載台寸法は、市の指定値とすることとし、表現を修正しました。 (要求水準書 p.44)	◇
	93	(事務局修正) ごみ計量機	(事務局修正) 「～とともに大屋根と壁で覆い、風除けを設け、大屋根の～」の表現を修正する。	表現を下記のとおり修正しました。 「～とともに屋根で覆い、屋根の～」 (要求水準書 p.44)	◇
	94	(事務局修正) 受入ホッパへの投入に供する重機	(事務局修正)	事業者提案に基づく、ヒアリングを実施し、表現を修正しました。 (要求水準書 p.8, 9, 45)	◇
	95	(事務局修正) 不燃ごみ受入貯留ヤード	(事務局修正)	一般持込みの可燃ごみの扱いに関する事項を追加しました。 (要求水準書 p.47)	◇
	96	(事務局修正) 薬液噴霧装置	(事務局修正)	事業者提案に基づく、ヒアリングを実施し、表現を修正しました。 (要求水準書 p.49)	◇
	97	(事務局修正) 脱臭装置	(事務局修正)	事業者提案に基づく、ヒアリングを実施し、表現を修正しました。 (要求水準書 p.57)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	98	(事務局修正) ITV・モニタの監視 対象	(事務局修正)	ITV・モニタの監視対象の取扱いについて、表現を修正しました。 (要求水準書 p.72)	◇
	99	(事務局修正) 計量データの取扱い(ローカル制御装置)	(事務局修正)	既設計量棟の計量データの取扱いについて、記載しました。 (要求水準書 p.74)	◇
	100	(事務局修正) 建築工事(全体計画)	(事務局修正) 「また、計画・設計は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)」を基準とする。」	表現を下記のとおり修正しました。 「また、計画・設計は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を基準とする。」 (要求水準書 p.76)	◇
	101	(事務局修正) 市職員用控室	(事務局修正) 「市職員用控室を設け、控室への出入口は運営事業者用とは別に設けること。」	表現を下記のとおり修正しました。 「市職員用控室を設け、控室へ至る建物出入口は運営事業者用とは別に設けること。なお、控室及び建物出入口から控室へ至る経路の防犯警備設備は、それ以外の部分と警戒区域を分け、単独でも設定及び解除可能とすること。」 (要求水準書 p.77)	◇
	102	(事務局修正) プラント設備の振動対策	(事務局修正)	プラント設備の躯体への振動対策を追記しました。 (要求水準書 p.77)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	103	(事務局修正) 建築工事(平面計画)	(事務局修正) 使用するガラスは耐衝撃性を有し、万が一破損した場合、破片が飛散しない材料とする。	表現を下記のとおり修正しました。 使用するガラスは耐衝撃性を有し、万が一破損した場合、破片が飛散しない材料とするとともに、衝突を防止する措置(衝突防止シールの貼付等)を行うこと。 (要求水準書 p.78)	◇
	104	(事務局修正) 施設見学時間	(事務局修正)	見学時間表記を修正しました。 (要求水準書 p.79)	◇
	105	(事務局修正) 一般構造	(事務局修正)	建具の表現を修正しました。 (要求水準書 p.81)	◇
	106	(事務局修正) 主な専用室の概要	(事務局修正)	事業者提案に基づく、ヒアリングを実施し、表現を修正しました。 (要求水準書 p.83)	◇
	107	(事務局修正) サイン計画	(事務局修正) 路面標示や歩行者ルート等については、総合的なサイン計画を作成して実施する。なお、既存のサインは流用することは可とするが、本件施設完成後の動線計画を考慮して、事業センター全体のサイン計画を立案する。	表現を下記のとおり修正しました。 路面標示や歩行者ルート等については、総合的なサイン計画を作成して実施する。なお、既存のサインは流用することは可とするが、本件施設完成後の動線計画を考慮して、事業センター全体のサイン計画を立案し、実施する。 (要求水準書 p.86)	◇
	108	(事務局修正) 模型設備	(事務局修正)	事業者提案に基づく、ヒアリングを実施し、表現を修正しました。 (要求水準書 p.89)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	109	(事務局修正) 処理対象物の種類や運営時間の変更	(事務局修正)	処理対象物の種類や運営時間の変更に関する事項を追記しました。 (要求水準書 p.92)	◇
	110	(事務局修正) 運営・維持管理業務一般事項	(事務局修正)	「環境への配慮」のタイトルで以下の内容を追加しました。 業務の履行においては、①「エコオフィス行動ルール(茅ヶ崎市 HP 内参照)」②「施設における省エネ運用マニュアル(茅ヶ崎市 HP 内参照)」に掲げる項目に配慮し、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに、環境関連法令、条例等を遵守すること。 (要求水準書 p.92)	◇
	111	(事務局修正) 車両及び建物内備品などの調達	(事務局修正)	車両や建物内備品等の調達や管理に関する内容について、特記しました。 (要求水準書 p.96)	◇
	112	(事務局修正) 有資格者の配置	(事務局修正)	電気主任技術者の配置について、追記しました。 (要求水準書 p.98)	◇
	113	(事務局修正) 繁忙期の案内・指示	(事務局修正)	繁忙期の案内・指示に関する事項を追記しました。 (要求水準書 p.100)	◇

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料3 要求水準書 (案)	114	(事務局修正) ごみの荷下ろし	(事務局修正)	収集ごみの荷下ろしに関する事項を追記しました。 (要求水準書 p.101)	◇
	115	(事務局修正) 一般持込みの可燃ごみの扱い	(事務局修正)	一般持込みにおける可燃ごみの取扱いについて、追記しました。 (要求水準書 p.101,102)	◇
	116	(事務局修正) 搬出作業	(事務局修正)	資源物や破碎残渣、処理困難物等に係る搬出作業について、詳細を記載しました。 (要求水準書 p.102)	◇
	117	(事務局修正) 改良保全の取扱い	(事務局修正)	改良保全に関する事項の表現全体を見直しました。 (要求水準書 p.107,108)	◇
	118	(事務局修正) 図3-1	(事務局修正)	表現を下記のとおり修正しました。 「破碎残渣」→「破碎残渣等」 「金属類(破碎鉄、破碎アルミ)」→「資源物等(破碎鉄、破碎アルミ、処理を伴わない一時保管のみの資源物)」 (要求水準書 p.110)	◇
資料4 落札者決定基準(案)	119	落札者の選定	総合評価でも同点の場合にくじ引きではなく、市の判断で技術点を重視するか価格点を重視するかでどちらかを重く見ても良いのか。 今回の主旨から技術点を重視すべきと考えるがどうか。 【田邊委員】	通常の方法と同様にくじ引きとするか、どちらかに重みをつけることのどちらも考えられます。 市内部で検討した結果、規定等はないため、事務局案としては、事例が多い「くじ引き」を考えています。	—

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料4 落札者決定 基準(案)	120	最優秀提案者の 辞退	最優秀提案者が辞退した場合は、どのような扱いになるのか。 【戸倉委員】	入札説明書では事業者が入札の資格を満たさなかった場合や不公正入札、暴力団の関与があった場合には市が契約を締結しないことができる規定がありますが、事業者が辞退した場合の規定はありません。 地方自治法施行令の規定では、落札者が契約を締結しないことで随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うこととし、入札の条件を変更することができないこととなっています。 よって、最優秀提案者が辞退した場合は、次点の事業者と交渉し、合意に至れば契約を締結することとなります。	—
	121	基礎審査	基礎審査の確認結果は事務局で実施した内容は報告いただくことで良いか。 【濱田委員】	要求水準書を満たしていない可能性があるような疑義が生じる事項があれば、即座に失格とするのではなく、改善をすることを確認するような基礎審査を実施する予定としています。 また、基礎審査として確認する可能性があることを追記します。	○
	122		基礎審査は、要求水準書を満たしていない場合に7月15日の前に確認するか。基礎審査で失格とする期限は明確にした方がよいのではないか。 【大森委員】	(落札者決定基準 p.4)	

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料4 落札者決定 基準(案)	123	審査項目 (事業全体、工事 関係)	事業全体の実施体制、保険の内容についても確認した方が良いのではないかと。 また、工程が遅れた場合のバックアップ体制、工事中の動線、安全対策についても提案を求めた方が良いのではないかと。 【濱田委員】	工事に係る項目について、落札者決定基準の審査項目として追加しました。 (落札者決定基準 p.5、8) 保険の内容については「リスク管理計画」の審査項目で確認します。	○
	124	審査項目 (地域貢献)	地域貢献は、地元企業への発注額は具体的に提案を受けられる形になるのか。 確認をするならばどこまで厳密に行うかは検討しておいた方がよい。 【濱田委員】	本件事業では、設計・建設工事で地元企業とのJVを必須条件としています。このため、地元貢献については、落札者決定基準も含めて運営・維持管理期間のみを対象とし、提案の内容を満たさない可能性があれば、モニタリングによる減額の規定を適用する方法での運用とします。 運営・維持管理業務での実施状況は市のモニタリングで確認するものとし、表現を修正しました。 (要求水準書 p.116)	○
	125	審査項目増の場合の配点の考え方	重みづけをすると4点と3点ではなく、項目を増やして重視していない部分の点数を削ってもよいと考えている。 自由提案は配点が高いが、何か想定する事項があるのか。そうでなければ、低い点数でもよいと考える。 【濱田委員】	審査項目の見直しと合わせて配点案も見直しました。 (落札者決定基準 p.5、8、9)	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料4 落札者決定 基準(案)	126		デザイン及び景観の項目は、周辺が工業地帯であるという状況からみても減点としても良いのではないかと。 【田邊委員】	審査項目の見直しと合わせて配点案も見直しました。 (落札者決定基準 p.5, 8, 9)	○
	127	(追加意見等) 基礎審査	最優秀提案者2者以上の場合のくじ引きは一般的なのか。価格競争の場合はそうだと思われるが、総合評価の場合、今回は6:4で提案を重視しているので、提案の点数の最優秀者を選定するか。市の方針として価格を重視するのか。個人の見解は、前者と思われる。 【田邊委員】	通常の方法と同様にくじ引きとするか、どちらかに重みをつけることのどちらも考えられます。 市内部で検討した結果、規定等はないため、事務局案としては、事例が多い「くじ引き」を考えています。	—
	128	(追加意見等) 審査項目および配点	p.7第4提案書の定量化審査において審査する点 および 表について、1. 審査項目の追加する場合と各配点の追加項目として、追加項目を「共通仮設に関する提案の場合は、工事中の安全対策、環境、振動、騒音、臭気等について、視野を広げたほうが良いと考える。ただし、基本方針の7つの項目のいずれかに該当するかは難しい判断である。例えば、強引に施設を安全に、順調に、確実に、完成させるための重要な視点である。としてとらえるなら 思い切ってすべてに●をつけるのも一案とも考える。 ●の数と配点の配分の相関関係はないことを前提とする。配点については3点と考える。 【田邊委員】	ご意見を踏まえて、審査項目および配点について、全体的に見直しました。	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料4 落札者決定 基準(案)	129	(追加意見等) 審査項目および配点	<p>デザイン及び景観の配点について、3点から2点に変更しても良いと考える。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地域は工業系用途地域である ・景観条例による特別景観地区の指定なし ・また、景観条例による色彩の誘導規制により既に色彩面での方向性は誘導されている ・周辺緑化についても条例による誘導や敷地および現状の状況から抜き出した提案は厳しいと考える。 <p>【田邊委員】</p>	ご意見を踏まえて、審査項目および配点について、全体的に見直しました。	○
	130	(追加意見等) 審査項目および配点	<p>見学者対応の配点について、3点から2点に変更しても良いと考える。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者の通路・・・の計画は屋内配置の一部であり、独立して計画するものでなく、施設全体の屋内配置動線として計画するのが妥当と考える。 ・見学者対応での提案内容は、啓発設備や見学内容などとなり、抜き出した提案は期待できず、一般的な提案となる可能性が高いと考える。 ・また、抜き出した提案を求める場合は、仕様書の記述に提案を導き出すように、市が新たな見学のアイデア、啓発事業など求めているような記述がないと事業者は本提案のアイデア出しに力を入れないと思われる。(運営後にも影響するため。) <p>【田邊委員】</p>	ご意見を踏まえて、審査項目および配点について、全体的に見直しました。	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
	131	(追加意見等) 審査項目および配点	自由提案の配点について、3点から2点に変更しても良いと考える。 【田邊委員】	ご意見を踏まえて、審査項目および配点について、全体的に見直しました。	○
資料5 様式集(案)	—	—	(特に意見無し)	—	—
	132	(追加意見等) 審査の視点	p.40 事故対応の【審査の視点】は、2番目の●の文面に次の意図を追加してはどうか。 【例】本施設の被害の最小化について設計面、施工面および・・・ 【例】予期せぬ災害の発生後、簡易な補修・修繕により迅速に稼働できる施設についての計画性と妥当性を期待する。 このような「迅速に稼働」「速やかに稼働」のような意図の提案を求めてもいいのではないか。 ※上の提案文は意図を伝えるために作成 【田邊委員】	落札者決定基準における審査の視点を追記しているため、落札者決定基準において修正反映し、様式集に反映しました。	○
	133	(追加意見等) 審査の視点	p.44 デザイン及び景観の【審査の視点】は、3番目の●の文面の意図を1つ目の●の文面に反映して●を減らして負担を軽減してはどうか。 【例】本件施設の・・・周辺環境との調和に配慮しつつ、デザインコンセプトを確立し、その意図を具現化した施設的设计・建設・・・ ※上の例文は意図を伝えるために作成 【田邊委員】	落札者決定基準における審査の視点を追記しているため、落札者決定基準において修正反映し、様式集に反映しました。	○

※「第2回委員会の意見等の概要」に記載の頁番号は第2回委員会の資料、「意見等に対する事務局の回答及び対応」に記載の頁番号は第3回委員会の資料(今回配布資料)の頁番号です。

資料	No.	項目	第2回委員会の意見等の概要	意見等に対する事務局の回答および対応	区分
資料6 委員会スケジュール(案)	—	—	(特に意見無し)	—	—
参考資料1 落札者決定選定における評価方法について	—	—	(特に意見無し)	—	—